

定款変更案の概要について

平成30年2月2日

電力広域的運営推進機関

- 定款（第1号議案）の変更については、電力広域的運営推進機関（広域機関）の総会の議決を経た上で、経済産業大臣の認可を得ることが必要。
- 評議員会は、極めて高い公益性が認められる広域機関の適正な運営を確保する観点から、電気事業法第28条の27の規定に基づき、広域機関の運営に関する重要事項を審議する機関として、広域機関に設置されている。
- 今般、これまでの実績等を踏まえ、評議員会の合理化のため、定款を変更することとしたい。変更点は、以下のとおり。
 - 評議員会の議長代理の指名【第44条】
 - 評議員会の定期開催頻度の変更【第46条】
 - 評議員の再任の回数制限の廃止【第49条】
- なお、本議案は、今後の総会又は経済産業大臣への認可等に際して、変更があり得る旨、御留意いただきたい。
- 今後のスケジュールは、以下のとおり。

平成30年

2月2日

：評議員会審議

2月2日以降（評議員会審議後速やかに）

：理事会議決・総会招集通知

3月2日

：総会議決

3月2日以降（総会議決後速やかに）

：理事会議決・認可申請

■ 1. 議長代理の指名：第44条（評議員会の構成）の変更

- 現行規定では、議長による評議員会の招集後（例えば評議員会の開催当日）に議長に事故がある場合（交通機関の停止や遅延、議長本人の急病等）に係る規定は必ずしも明確ではなく、評議員会の開催が取り止めとならざるを得ないおそれもある。
- 評議員会の開催取り止めにより、広域機関の運営に関する重要な審議事項（定款、業務規程、送配電等業務指針、予算、決算、組織の改廃又は新設、供給計画の取りまとめに係る意見の送付、地域間連系線等の整備計画、電源入札等）の審議が遅れ、経済産業大臣の認可申請が遅れることも含め、広域機関の適正な運営に支障を来すおそれがある。
- このため、議長に事故がある場合に備えて、予め議長代理を定めておくこととしたい。

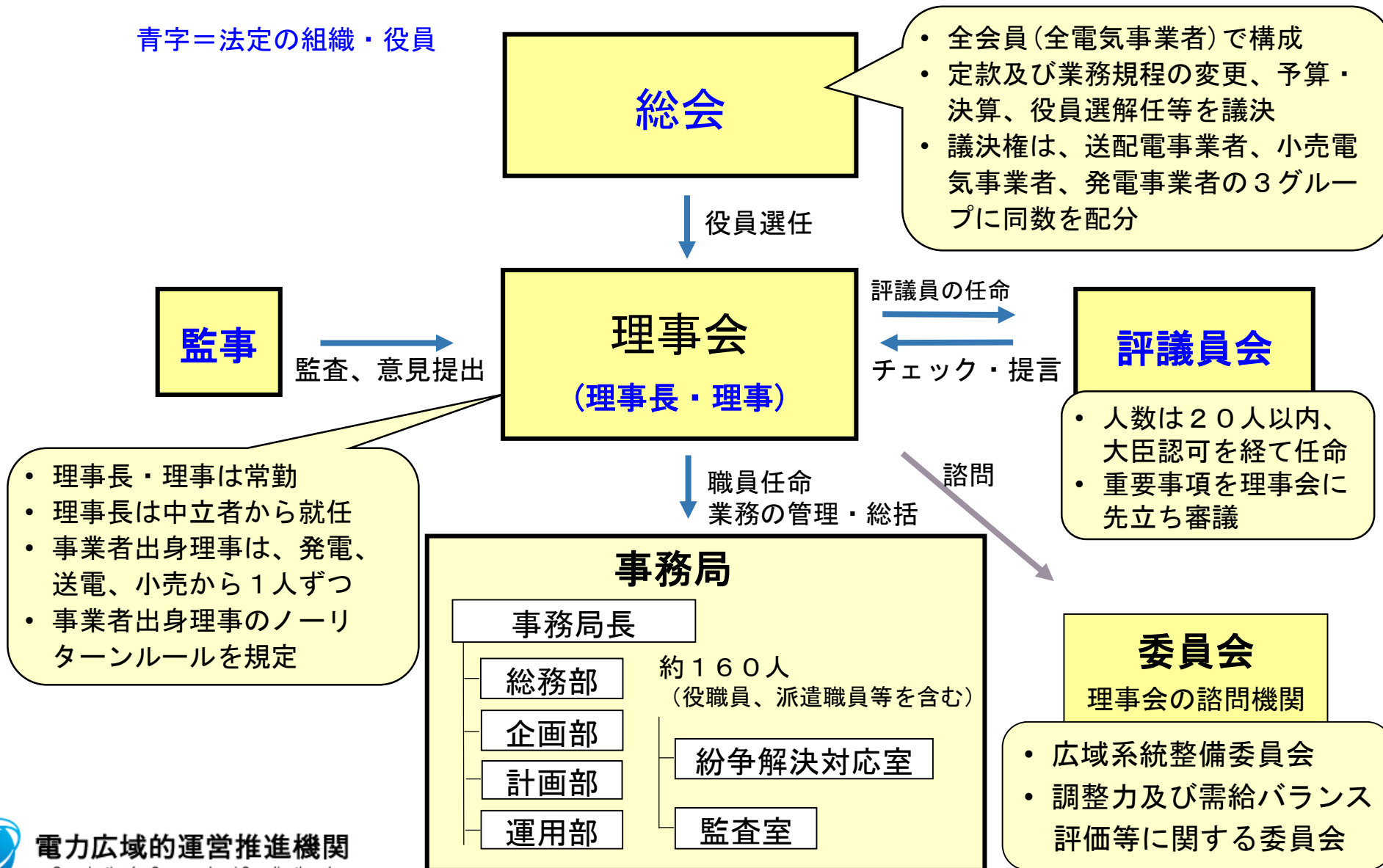
■ 2. 評議員会の定期開催頻度の変更：第46条（評議員会の招集）の変更

- 広域機関の認可基準（「電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」）において、評議員会は定期的に審議する旨が記載されており、これに従って、定款第43条第3項及び第46条第1項で、評議員会は定期的（四半期ごと）に開催し、理事会の活動状況等を確認し、必要に応じ理事長に対し意見を述べる旨定められている。
- しかしながら、評議員の日程調整が困難な場合もある一方、毎年度第3四半期など開催時期によっては議決事項がないこともある。
- このため、定期的な招集を半期ごととするほか、必要の都度招集することとしたい。

■ 3. 評議員の再任の回数制限の廃止：第49条（評議員の任期）の変更

- 本規定は、評議員が長期間にわたり固定化することのないよう、広域機関の理事の規定と同様のもの。
- しかしながら、今後、広域機関の運営に関する重要な審議事項の中には、「容量市場」、「需給調整市場」や「コネクト&マネージ」など、検討から実施、実施後の見直しに至るまで6年を超える期間を必要とするものが見込まれ、将来（例えば2021年度以降）、現行規定では過去の審議に参加した評議員が再任されず、かえって評議員会による適正なガバナンスが確保されないおそれがあり得る。
- このため、引き続き原則として定期的に評議員の新陳代謝が働くのを確保することを前提としつつ、評議員の再任の回数制限を廃止することとしたい。

青字＝法定の組織・役員



議長	野間口 有	(三菱電機株式会社特別顧問、国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問)
	秋池 玲子	(ボストン・コンサルティング・グループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター)
	石川 義明	(石川金属機工株式会社 代表取締役社長)
	江崎 浩	(東京大学大学院情報理工学系研究科 教授)
	大高 和雄	(毎日新聞社 論説委員)
	大橋 尚司	(株式会社セブンーイレブン・ジャパン 取締役執行役員)
	倉貫 浩一	(読売新聞東京本社 論説委員)
	鈴木 彩子	(早稲田大学国際教養学部 准教授)
	高村 ゆかり	(名古屋大学大学院環境学研究科 教授)
	夏目 智子	(全国地域婦人団体連絡協議会 幹事)
	松岡 萬里野	(一般財団法人日本消費者協会 理事長)
	松村 敏弘	(東京大学社会科学研究所 教授)
	村上 政博	(成蹊大学法科学研究科 教授)
	山内 弘隆	(一橋大学大学院商学研究科 教授)
	山地 憲治	(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長)
	横山 明彦	(東京大学大学院新領域創成科学研究科先端エネルギー工学専攻 教授)
	渡辺 毅	(株式会社みずほ銀行 専務執行役員)

五十音順

※現在、17名中15名の評議員が2期目(平成29年4月1日～平成31年3月31日)、大橋評議員が1期目(平成29年4月1日～平成31年3月31日)、倉貫評議員が1期目(平成28年9月1日～平成30年8月31日)。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1四半期	<u>第1回(平成27年4月1日):議決事項7件</u> (1)平成27年度事業計画の策定について (2)平成27年度予算の策定について (3)業務規程の変更について (4)送配電等業務指針の策定について (5)需要想定要領の制定について (6)事務局の職制及び権限に関する規程 (7)職員等の確保等に関する中長期方針の制定について <u>第2回(平成27年6月23日):議決事項4件</u> (1)平成27年度供給計画の取りまとめについて (2)業務規程の変更について (3)送配電等業務指針の変更について (4)平成27年度事業計画の変更について	<u>第1回(平成28年5月12日):議決事項5件</u> (1)業務規程の変更について (2)送配電等業務指針の変更について (3)平成27年度事業報告について (4)平成27年度決算報告について (5)東京中部間連系設備に係わる広域系統整備の受益者・費用負担割合について <u>第2回(平成28年6月24日):議決事項1件</u> (1)平成28年度供給計画の取りまとめに関する経済産業大臣への意見について	<u>第1回(平成29年5月12日):議決事項5件</u> (1)業務規程の変更について (2)送配電等業務指針の変更について (3)平成28年度事業報告について (4)平成28年度決算報告について (5)事務局の職制及び権限に関する規程の変更について
第2四半期	<u>第3回(平成27年9月29日):議決事項3件</u> (1)東京中部間連系設備に係わる広域系統整備の基本要件等について (2)東北東京間連系線に係わる広域系統整備の基本要件等について (3)需要想定要領の変更について	<u>第3回(平成28年9月9日):議決事項3件</u> (1)東北東京間連系線に係る広域系統整備の実施案、事業実施主体及び費用負担割合案について (2)送配電等業務指針の変更について (3)需要想定要領の変更について	<u>第2回(平成29年9月22日):議決事項なし</u>
第3四半期	<u>第4回(平成27年12月15日):議決事項なし</u>	<u>第4回(平成28年12月13日):議決事項なし</u>	<u>第3回(平成29年12月12日):議決事項なし</u>
第4四半期	<u>第5回(平成28年2月5日):議決事項6件</u> (1)定款の変更について (2)業務規程の変更について (3)送配電等業務指針の変更について (4)平成28年度事業計画について (5)平成28年度予算について (6)事務局の職制及び権限に関する規程の変更について	<u>第5回(平成29年1月31日):議決事項5件</u> (1)定款の変更について (2)業務規程の変更について (3)送配電等業務指針の変更について (4)平成29年度事業計画について (5)平成29年度予算について <u>第6回(平成29年3月28日):議決事項3件</u> (1)平成29年度供給計画の取りまとめについて (2)広域系統長期方針の策定について (3)職員等の確保等に関する中長期方針(平成27年4月)の見直しについて	<u>第4回(平成30年2月2日):議決事項4件</u> (1)定款の変更について (2)業務規程の変更について (3)平成30年度事業計画について (4)平成30年度予算について

○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（評議員会）

第二十八条の二十七 推進機関に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、電気事業について学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（経済産業大臣訓令） （抄）

第1 審査基準

（27） 第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可

第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可に係る審査基準については、同条各号に認可の基準が規定されているところであり、同条第4号のより具体的な審査基準については、「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添2）のとおりとする。

（28） 第28条の18第2項の規定による広域的運営推進機関の定款の変更の認可

第28条の18第2項の規定による広域的運営推進機関の定款の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の定款の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の定款に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合することとする。

（32） 第28条の27第3項の規定による広域的運営推進機関の評議員の任命の認可

第28条の27第3項の規定による広域的運営推進機関の評議員の任命の認可に係る審査基準については、任命しようとする評議員が以下のいずれの要件にも該当することとする。

- ① 電気事業について学識経験を有すること。
- ② 広域的運営推進機関の運営に関する重要事項を審議する能力を有すること。
- ③ 「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合すること。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（経済産業大臣訓令） （抄）

別添2

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について

1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

(5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関における評議員会の位置付け

② 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を、理事会での審議に先立って審議する旨

イ 定款の変更

ロ 予算の決定又は変更

ハ 業務規程の変更

ニ 決算

ホ 組織の改廃又は新設

ヘ 送配電等業務指針の策定又は変更

ト 地域間連系線等の整備計画に関する事項

チ 供給計画の取りまとめに係る第29条第2項の意見の送付に関する事項

リ 電源入札等に関する事項（緊急の場合を除く。）

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（経済産業大臣訓令） （抄）

別添2

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について

1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

(5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

③ 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を定期的に審議する旨

イ 苦情処理に関する事項

ロ 系統の信頼度評価に関する事項

ハ 指示、指導・勧告、系統アクセス業務その他の理事会の活動状況

ニ 需要家が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務の実施状況

ホ 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電用の電気工作物の設置に係る進捗状況や稼働状況

④ 評議員の構成は、需要家、学識経験者等の多様な意見が適切に反映され得る構成とする旨及び評議員の任期に関する事項

⑤ 評議員会の開催に関する事項

⑥ 評議員会は、その審議結果を理事長に提出することができる旨

⑦ 評議員会の議事録は、原則として公表する旨